

第四十一号

徳島県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正について

徳島県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

徳島県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成十九年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日までに行われる第一条に規定する事業に要する経費の精算が完了する日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用並びに福祉及び介護に係る人材の確保を図るために実施する事業を引き続き計画的に推進するため、徳島県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置の期間を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。